

厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	清閑亭の民間提案募集の審査結果及び 旧内野醤油店の利活用について	文化政策課
2	関東学院大学小田原キャンパスの所有権 移転の時期について	
3	中央図書館外壁タイル改修工事に伴う 臨時休館について	図 書 館
4	令和3年小田原市成人式補完事業につい て	青 少 年 課
5	令和3年度教育委員会事務の点検・評価 の結果について	教育総務課
6	小田原市学校給食センター整備事業に 係る公募型プロポーザルの実施について	学校安全課
7	令和4年度使用中中学校教科用図書（社会 （歴史的分野））の採択について	教育指導課

令和3年9月8日

清閑亭の民間提案募集の審査結果及び旧内野醤油店の利活用について

1 清閑亭の民間提案制度の審査結果について

清閑亭の利活用については、平成24年度からNPO法人に委託し、清閑亭の魅力発信と周辺地区への回遊拠点として事業を実施してきたが、公民連携による歴史的建造物の利活用を推進することから、令和3年3月18日から民間提案制度により事業者からの提案の募集を開始し、事前相談、提案・審査を実施した。

(1) 応募事業者数

9事業者

(2) 公共施設等に係る民間提案制度審査委員会による審査

日 時：令和3年（2021年）7月20日（火）・21日（水）

場 所：おだわらイノベーションラボ イベントスペース

審査委員：本市職員（副部長、課長級）6名

(3) 今後の予定

採用となった提案について、基本協定を締結後、提案者と事業化に向けた詳細協議（事業内容・リスク分担・賃料等）を行い、協議が成立した後に契約を締結する。

(4) 審査結果

審査結果	提案名称
採用	小田原別邸料理 清閑亭 (提案者名) (株)JSフードシステム (提案概要) 【食】を通じて「小田原ならではの文化」を発信するとともに、小田原観光の回遊拠点の一つとして地域連携を図り、持続可能な形で建物を維持保全していく事を目的とする。
次点	小田原〇〇（まるまる）台所

2 旧内野醤油店の利活用について

(1) 建物の概要

所在地：板橋600番地ほか

建築年代：明治36年

敷地面積：1242.95㎡ 延床面積：846.54㎡

指定等：小田原市歴史的風致形成建造物（平成29年3月15日）

国登録有形文化財（平成29年10月27日）

用途地域：近隣商業地域

(2) 経緯

ア 平成30年度 小田原市歴史的建造物エリアコーディネートプラン

・板橋地区散策の案内や地域のなりわい拠点として位置付け

イ 令和元年度 小田原市歴史的建造物利活用計画

- ・民間事業者へのヒアリングを基に活用方針を検討
 - ・板橋旧街道周辺地区の情報発信拠点、交流拠点として整備が望ましい。
 - ・情報の案内に加えて、商業的な活用により、板橋旧街道のなりわいの波及効果を牽引する施設を目指す。
 - ・複合的で多様な用途・機能を盛り込み、地域住民から観光客まで幅広い層を取り込むことでエリアに活気をもたらす新しい集客施設を目指す。
 - ・利活用イメージとして複合施設（宿泊施設、カフェ、物販、イベントスペースなど）
- *民間事業者のヒアリングにて、5事業者が興味関心あり。

ウ 令和2年度 都市再生整備計画 箱根板橋駅・南町周辺地区（第2期）

- ・板橋地区のシンボリック建造物である当該物件について、観光回遊拠点として整備するとともに、施設の一部の商業的利用を図り、公民連携による運用を進めていく。

エ 令和3年度 民間事業者へのアンケート実施

- ・6事業者が興味関心あり
- ・想定する利用形態として宿泊施設、コワーキングスペースほか複合施設、飲食店、物販、イベントスペースなど
- ・5事業者が公有化し、整備した上で民間事業者に賃貸借契約を希望
- ・5事業者が民間事業者同士による利活用は希望しない。

(3) 利活用の考え方

- ア 板橋地区のなりわい・職人文化を代表する建物として、また、地域のシンボリックな景観的価値を有する建物として保存
- イ 板橋旧街道周辺地区の情報発信拠点、交流拠点として活用
- ウ 早川・小田原漁港周辺地区、風祭駅周辺地区、また西海子小路周辺地区との連携
- エ 近隣施設も新たに展開されることから、新しいなりわいのエリアとして活性化するための新しい集客施設を目指し、地域の認知度を向上
- オ 公民連携で利活用していくことで財政負担を極力低減し、歴史的資産を守るとともに、地域の活性化に寄与

(4) 利活用案

- ア 板橋の観光ガイド施設
松永記念館、皆春荘、古稀庵、秋葉山火防祭、板橋地藏尊大祭など板橋エリアの紹介
- イ なりわいの紹介施設
旧醤油店を活かした、なりわい文化、邸園文化等の紹介
- ウ 民間事業者提案による商業的施設
宿泊、コワーキングスペース、飲食、物販などの複合的施設、イベントスペース

(5) 財政負担

土地建物取得費、耐震改修等設計施工費など国庫補助の活用を検討

関東学院大学小田原キャンパスの所有権移転の時期について

関東学院大学が他学校法人などと教育連携を行い、小田原キャンパスを承継することにより、大学を新設することの可能性について、関東学院大学と協議を行っている。

令和3年（2021年）8月26日（木）、学校法人関東学院の規矩理事長及び学校法人小田原教育メディアの西理事長から、次のとおり報告があった。

1 主な内容

- 学校法人小田原教育メディアは、「日本先端大学（仮称）」の開学目標を、令和6年（2024年）4月に変更する。また、文部科学省への開学申請を、令和4年（2022年）10月に延期する。
- 学校法人関東学院は、「日本先端大学（仮称）」の開学を支援すべく、学校法人小田原教育メディアへの小田原キャンパスの譲渡を、開学申請前に行いたいと考えている。
- 所有権移転を行う際には、事前に「関東学院大学小田原キャンパス開設に関する協定書第9条に基づく協議会」において報告する。

中央図書館外壁タイル改修工事に伴う臨時休館について

中央図書館の外壁タイルの剥落を防止する改修工事の実施にあたり、図書館利用者の安全と工事の騒音・振動などを勘案し、臨時休館を実施する。

1 工事概要

- (1) 工事内容 外壁タイルに一定間隔で穴をあけてアンカーピンを打込み、下地のコンクリート躯体と固定するとともに、タイル表面に水性塗装皮膜を形成し、剥落防止を行う。
- (2) 施工面積 1,100 m²
- (3) 予定工期 令和3年(2021年)11月下旬から令和4年(2022年)2月末まで

2 休館期間

令和3年(2021年)12月中旬から令和4年(2022年)2月末まで(予定)

3 休館期間中の図書サービス

安全に配慮した上で臨時窓口を設置し、予約本や他館から取寄せた本の貸出を行う。(返却ポストは、通常どおり利用可能。)

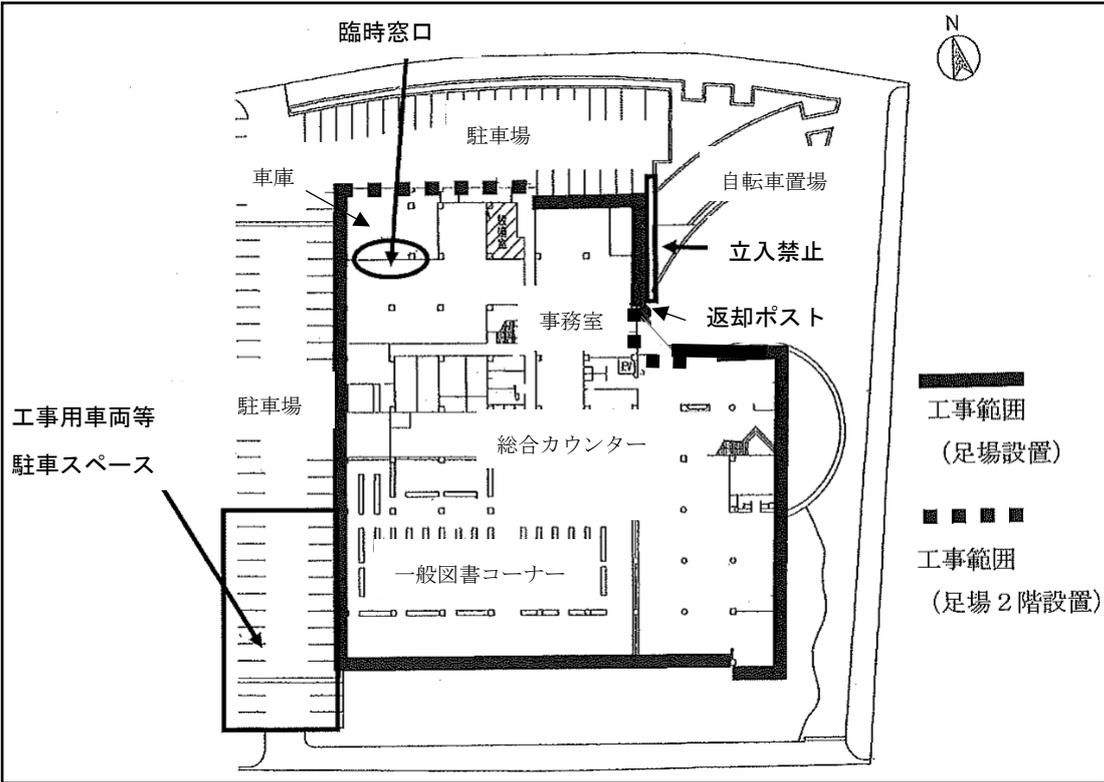
4 今後の予定

- 令和3年 10月上旬 施工者決定(入札)、契約
- 10月中旬 施工者調整を経て臨時休館期間の決定
市民周知(広報おだわら、市ホームページ、館内掲示等)
- 11月下旬 工事着手
- 12月中旬 臨時休館

5 その他

休館中に防災設備(防災盤、火災報知設備)の交換業務や蔵書点検等を行う。

【参考】中央図書館レイアウト図(外壁タイル改修工事期間)



令和3年小田原市成人式補完事業について

1 概 要

本事業は、令和3年小田原市成人式がオンラインでの実施となったため、該当する新成人が一堂に会する機会として、11月に実施を予定していたが、再び新型コロナウイルス感染症が拡大していることから、事業内容を変更する。

2 変更内容

	当初の予定	変更後
開催時期	令和3年11月23日(火・祝) 14時～16時(開場 13時30分)	令和4年1月9日(日) 13時30分～14時30分(開場 13時)
開催場所	小田原アリーナ サブアリーナ	小田原三の丸ホール 大ホール
内 容	市長挨拶・教育長挨拶 もう一つの成人式動画上映 恩師のビデオレター、歓談 ほか	市長挨拶・教育長挨拶 恩師のビデオレター ほか

3 周知方法

広報小田原10月号及び市ホームページに記事を掲出するほか、10月上旬に対象者あてに開催通知を郵送する。

4 対 象 者

令和3年小田原市成人式該当者(令和2年11月1日現在の住民登録がある者)

5 その他

対象者には「来場者カード」を送付し、当日、受付で回収して来場者を把握するほか、カードの裏面にチェックリストを印刷して、当日の体調を確認する。

< 参 考 >

令和4年小田原市成人式(式典のみ)

開催日 令和4年1月10日(月・祝)

開催場所 小田原三の丸ホール 大ホール、小ホール

10:00	開場
10:30～11:00 (入替え)	<u>1回目(川西地区)</u>
12:30	開場
13:00～13:30	<u>2回目(川東地区)</u>

令和 3 年度
教育委員会事務の点検・評価報告書

令和 3 年 8 月
小田原市教育委員会

目 次

1 令和2年度教育委員会の活動状況

- (1)教育委員 1
- (2)令和2年度定例会等案件 1
- (3)令和2年度総合教育会議案件 3
- (4)会議等への出席状況 4

2 令和3年度教育委員会事務の点検・評価 5

- (1)目的 5
- (2)点検・評価の実施方法 5
- (3)学識経験者 5
- (4)ヒアリング日程等 5
- (5)選定事業 6

3 事務の点検・評価結果 7

- (1)ヒアリング結果について 7
- (2)点検・評価ヒアリング結果一覧 8
 - ア いじめ防止対策推進事業・生徒指導員派遣事業 9
 - イ 情報教育の推進・ICT教育推進事業 11
 - ウ 公立幼稚園教育推進事業 13
 - エ 支援教育事業・特別支援相談・通級指導教室充実事業・日本語指導協力者派遣事業 15

4 令和2年度（令和元年度分）教育委員会事務の点検・評価対象事業における点検・評価後の状況 18

5 小田原市学校教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）における成果指標 23

1 令和2年度教育委員会の活動状況

(1) 教育委員



教育長 教育長職務代理者 委員 委員 委員
柳下正祐 吉田眞理 森本浩司 益田麻衣子 井上孝男

〔 R2. 10. 1 ~ R5. 9. 30 〕〔 H26. 10. 1 ~ R4. 9. 30 〕〔 H28. 10. 1 ~ R3. 9. 30 〕〔 R1. 10. 5 ~ R5. 10. 4 〕〔 R2. 10. 1 ~ R6. 9. 30 〕

(2) 令和2年度定例会等案件

令和2年4月28日定例会

- 小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて
- 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて
- 小田原市図書館協議会委員の一部任命替えについて
- 令和3年度使用教科用図書の採択方針について
- 事務の臨時代理の報告(「令和2年度小田原市一般会計補正予算」の同意)について

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について(その2)
- 市議会3月定例会・予算特別委員会の概要について

【その他】

- 令和元年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について

令和2年5月26日定例会

中止

令和2年6月30日定例会

- 小田原市就学支援委員会委員の委嘱について
- 小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 事務の臨時代理の報告(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

- 事務の臨時代理の報告(令和2年度小田原市一般会計補正予算)について

- 事務の臨時代理の報告(小田原市学校給食費等に関する条例)について

- 事務の臨時代理の報告(令和2年度小田原市一般会計補正予算(追加))について

- 事務の臨時代理の報告(財産の取得について(学習用端末等))について

【協議事項】

- 小田原市長の権限に属する事務の補助執行について

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について(その3)

令和2年7月28日定例会

- 小田原市社会教育委員の委嘱について
- 令和3年度使用一般図書(第9条本)の採択について
- 令和3年度使用中学校教科用図書(音楽(一般・器楽合奏)・美術・保健体育)の採択について

令和2年7月31日臨時会

- 令和3年度使用中学校教科用図書(技術・家庭(技術分野・家庭分野)・英語・道徳・国語・書写)の採択について

令和2年8月4日臨時会

- 令和3年度使用中学校教科用図書（社会（地理的分野・歴史的分野・公民的分野）・地図・数学・理科）の採択について

令和2年8月28日定例会

- 小田原市図書館協議会委員の任命について
- 令和2年度教育委員会事務の点検・評価について
- 事務の臨時代理の報告（令和2年度小田原市一般会計補正予算）について
- 事務の臨時代理の報告（財産の取得について（学習用端末））について

【報告事項】

- 学校施設開放について
- 令和2年度におけるICTを活用した取組について

令和2年9月28日定例会

- 小田原市図書館条例の一部を改正する等の条例の一部の施行期日を定める規則について
- 小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 小田原市図書館協議会規則の一部を改正する規則について

【協議事項】

- ICTを活用した教育の基本的な考え方について

【報告事項】

- 学校施設開放について

令和2年10月27日協議会

【協議事項】

- 議席の指定について

【報告事項】

- 小田原市教育委員会教育長職務代理者の指名について
- 市議会9月定例会・決算特別委員会の概要について
- 小田原市学校施設中長期整備計画（案）について

令和2年11月24日定例会

- 事務の臨時代理の報告（小田原市常勤の特別職職員

の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例）について

- 事務の臨時代理の報告（令和2年度小田原市一般会計補正予算）について

【報告事項】

- 令和3年度公立幼稚園新入園児応募状況について
- 令和元年度小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

【その他】

- 令和2年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について

令和2年12月22日定例会

- 令和3年度教育指導の重点について

令和3年1月26日定例会

- 小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

- 小田原文学館条例施行規則の一部を改正する規則について

- 小田原市視聴覚ライブラリーに関する規則を廃止する規則について【非公開】

- 市議会定例会提出議案（令和2年度小田原市一般会計補正予算）に同意することについて【非公開】

- 市議会定例会提出議案（令和3年度小田原市一般会計予算）に同意することについて【非公開】

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について（その4）

- 市議会12月定例会の概要について

令和3年2月26日定例会

- 小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

- 学校教育法施行細則の一部を改正する規則

- 校長及び教頭の人事異動の内申について【非公開】

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について（その5）

- 不登校重大事態に係る調査の結果について【非公開】
- 不登校重大事態に係る調査の結果について【非公開】

令和3年3月17日臨時会

- 事務の臨時代理の報告（令和2年度小田原市一般会計補正予算（追加））について
- 教育委員会職員の人事異動について【非公開】

令和3年3月26日定例会

- 史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について
- 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則
- 小田原市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則
- 小田原市立学校職員の業務量の管理に関する規則
- 小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- 【報告事項】
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について（その6）
- 史跡小田原城跡保存活用計画の答申について
- 【協議事項】
- 小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針の策定について
- 【その他】
- 令和2年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について

（3）令和2年度総合教育会議案件

令和2年7月17日

- 小田市の教育について
- 意見交換
- その他

令和2年11月13日

- 講義（講師：東京未来大学 子ども心理学部 准教授 小林 祐一 氏）
 - ・家庭教育支援について
- 家庭教育支援について
- その他

令和3年3月23日

- 2030 ロードマップの先導的な取組について
 - ・家庭教育支援
 - ・教育のあり方
 - ・幼児教育・保育の質の向上
- デジタル化の推進について
- その他

(4) 会議等への出席状況

日付		活動内容
令和2年	4月13日	神奈川県市町村教育委員会連合会第1回役員会及び総会（書面決議）
	5月27日	西湘地区教育委員会連合会役員会（書面決議）
	5月28日	関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会（書面決議）
	6月17日	西湘地区教育委員会連合会総会（書面決議）
	6月29日	学校訪問
	6月30日	学校訪問
	7月1日	学校訪問
	7月2日	学校訪問
	7月3日	学校訪問
	7月6日	学校訪問
	7月7日	学校訪問
	7月9日	学校訪問
	7月13日	学校訪問
	7月14日	学校訪問
	7月17日	令和2年度第1回 総合教育会議
	7月20日	令和2年度教育委員会事務の点検・評価
	8月20日	教育講演会(中止)
	9月25日	西湘地区教育委員会連合会役員会（書面決議）
	11月1日	西湘地区教育委員会連合会研修視察（中止）
	11月5日	神奈川県市町村教育委員会連合会研修会（中止）
	11月13日	令和2年度第2回 総合教育会議
	11月17日	令和2年度市町村教育委員会オンライン協議会
令和3年	3月23日	令和2年度第3回 総合教育会議

2 令和2年度教育委員会事務の点検・評価

教育委員会の組織や運営に関し基本的事項を定めている法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条）に基づき、各自治体の教育委員会は毎年、教育行政事務の管理執行状況について自己点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することとなっている。

令和2年度教育委員会事務の点検・評価ヒアリングに当たっては、小田原市学校教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）に基づく9の重点方針に沿って各事務事業を整理し実施した。

（1）目的

本市教育行政事務の実施状況について検証を行うことにより、課題や今後の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図っていくため、教育委員会の事務事業の点検・評価を行う。また、その結果を市議会に提出し公表することにより、市民への説明責任を果たす。

（2）点検・評価の実施方法

- ア 各所管課で自己点検・評価を行う（事務事業評価で実施した評価等を活用）とともに、前年度の点検・評価での主な意見への対応状況を整理する。
- イ 教育長及び教育委員が点検・評価ヒアリング対象事業を選定する。
- ウ 教育長、教育委員及び学識経験者を点検・評価者として、所管課に対しヒアリングを行う。
- エ 教育委員会定例会において、点検・評価報告書案を審議し、議決する。
- オ 点検・評価の結果を市議会に提出し公表する。
- カ 点検・評価における点検・評価者からの主要な意見に対する考え方や対応状況を、随時、教育委員会定例会で報告する。

（3）学識経験者

点検・評価を実施するに当たり、次の学識経験者の知見を活用した。

- 重松 克也氏（横浜国立大学教育学部教授）
- 高橋 末哲氏（小田原市PTA連絡協議会長）
- 露木 幹也氏（小田原市事業協会主事長）

（4）ヒアリング日程等

- ア 日時 令和3年7月27日（火）午後1時30分から午後5時20分まで
- イ 場所 市役所 全員協議会室（3階）
- ウ 学識経験者 重松氏
高橋氏
露木氏【コーディネーター】
- エ 教育委員会 柳下教育長、吉田委員、森本委員、益田委員、井上委員

(5) 選定事業

教育委員会が所管する全事務事業（113件）の中から、小田原市学校教育振興基本計画の9つの重点方針に沿って、教育長及び教育委員の関心の高い8事業を選定した。

ヒアリングは、関連する事業を一括して4項目に整理して実施した。

9の重点方針

1 学ぶ力	2 豊かな心	3 健やかな体
4 生活力	5 家庭教育	6 就学前教育
7 学校教育	8 コミュニティ・スクール	9 教育施設環境

ヒアリング対象事業

項目	重点方針	事務事業	所管課
ア	豊かな心	いじめ防止対策推進事業	教育指導課
	豊かな心	生徒指導員派遣事業	教育指導課
イ	生活力	情報教育の推進	教育指導課
	教育施設環境	I C T教育推進事業	学校安全課
ウ	就学前教育	公立幼稚園教育推進事業	教育指導課
エ	学校教育	支援教育事業	教育指導課
	学校教育	特別支援相談・通級指導教室充実事業	教育指導課
	学校教育	日本語指導協力者派遣事業	教育指導課

3 事務の点検・評価結果

(1) ヒアリング結果について

ヒアリング結果は、今後の方向性の4つの選択肢の中から各点検・評価者が選択することとした。8ページの結果一覧には、それぞれの選択肢を選んだ人数を表記している。

今後の方向性の選択肢

- ・継続実施
- ・見直し・改善（拡大）
- ・見直し・改善（縮小）
- ・廃止・休止

(2)点検・評価ヒアリング結果一覧

項目	重点方針	事務事業	今後の方向性	ページ
ア	豊かな心	いじめ防止対策推進事業	継続実施 5人 見直し・改善(拡大) 3人 見直し・改善(縮小) 0人 廃止・休止 0人	9ページ
	豊かな心	生徒指導員派遣事業	継続実施 7人 見直し・改善(拡大) 1人 見直し・改善(縮小) 0人 廃止・休止 0人	
イ	生活力	情報教育の推進	継続実施 6人 見直し・改善(拡大) 2人 見直し・改善(縮小) 0人 廃止・休止 0人	11ページ
	教育施設環境	ICT教育推進事業	継続実施 6人 見直し・改善(拡大) 2人 見直し・改善(縮小) 0人 廃止・休止 0人	
ウ	就学前教育	公立幼稚園教育推進事業	継続実施 1人 見直し・改善(拡大) 2人 見直し・改善(縮小) 5人 廃止・休止 0人	13ページ
エ	学校教育	支援教育事業	継続実施 2人 見直し・改善(拡大) 6人 見直し・改善(縮小) 0人 廃止・休止 0人	15ページ
	学校教育	特別支援相談・通級指導教室充実事業	継続実施 4人 見直し・改善(拡大) 4人 見直し・改善(縮小) 0人 廃止・休止 0人	
	学校教育	日本語指導協力者派遣事業	継続実施 3人 見直し・改善(拡大) 5人 見直し・改善(縮小) 0人 廃止・休止 0人	

ア	いじめ防止対策推進事業、生徒指導員派遣事業
---	------------------------------

事務事業名	いじめ防止対策推進事業			
学校教育振興基本計画上の9の重点方針	豊かな心	担当課	教育指導課	
事業コスト	R2決算額(千円)	787	うち一般財源(千円)	647

事業概要と成果（事業目的、内容、評価対象年度の主な成果）

いじめ防止対策の実行性を高めるための調査研究や重大事態発生時における調査を行うため、また関係機関との連絡調整を図るため、いじめ防止対策調査会やいじめ問題対策連絡会を実施している。
 さらに、いじめの未然防止を図るため、いじめ予防教室を実施している。
 これにより、学校現場のいじめ認知が向上しており、早期発見早期対応につながっている。

評価・振り返り・今後の方向性

妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	平成25年度に制定されたいじめ防止対策推進法の規定により、市町村にいじめ対策が義務付けられている。
効率性(費用対効果)・その他改善を図った点	いじめの認知について、周知をすすめてきた結果、学校はいじめを積極的に認知していこうという考え方に変わってきている。
今後の事業展開	継続実施予定
今後の方向性	継続実施

事務事業名	生徒指導員派遣事業			
学校教育振興基本計画上の9の重点方針	豊かな心	担当課	教育指導課	
事業コスト	R2決算額(千円)	13,387	うち一般財源(千円)	13,387

事業概要と成果（事業目的、内容、評価対象年度の主な成果）

多様化する生徒指導の課題に対応するため、必要としている中学校へ生徒指導員を配置し、生徒の心に十分寄り添いながら、生徒の気持ちを受け止め、抱えているストレスを和らげるとともに、よりよい学校生活を送ることへ当該生徒が前向きになるように、教員と協力しながら指導する体制を整備している。

評価・振り返り・今後の方向性

妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	本市中学校が落ち着いて学校生活を送ることができる環境を整えることは当然市としてやるべきことである。生徒指導上の課題が大きくなると、他の生徒に及ぼす影響が大きいため教員と協力して対応する生徒指導員の配置は有効である。
効率性(費用対効果)・その他改善を図った点	各校の生徒指導支援上の課題を把握し、必要度を鑑みて、配置校を決定している。全中学校への配置ではないが、配置校にその成果が偏るという考え方ではなく、市全体の生徒指導体制の充実のための配置と考えている。
今後の事業展開	継続実施予定
今後の方向性	継続実施

点検・評価者からの主な意見

【いじめ防止対策推進事業】

- ・ いじめの解決を図る時に、抽象度の高い分析はしてはいけない。細かい分析をしないと子供の性格分析になってしまい、差別偏見を生んでしまう。
- ・ 学級経営の中でいじめの対象となってしまう危険のある「いじめられキャラ」を作るようなことがある。そういったことをなくす検討が必要であり、学級経営の研修が大切である。
- ・ いじめ防止のための指導は低学年から必要である。人に対してしてはいけないことをできるだけ小さい頃から指導していただきたい。
- ・ いじめ問題対策連絡会の機能を向上させるため、いじめの未然防止のための方策を提案してもらうことが大事である。
- ・ いじめ問題対策連絡会の中で、家庭の中でのいじめ防止対策について話をしてほしい。
- ・ いじめ問題対策連絡会について、役割や組織等を見直していただきたい。
- ・ いじめ予防教室においては、弁護士だけでなく、OBの先生方や経験値の高い方をお願いする等の方策で回数を増やしていくべき。
- ・ いじめ予防教室は小学校5年生及び中学校2年生を対象としているが、先生方が専門家から話を聞き、自分のクラスをどう見ていくのかといった対応が図られれば、いじめの未然防止につながるのではないかと。
- ・ いじめ予防教室は、同じ予算で多くの児童・生徒が受講できる工夫が必要である。

【生徒指導員派遣事業】

- ・ この予算では生徒指導員の生活をカバーするのは難しいにも関わらず、求められるものが多い。
- ・ 配置の理由に学校規模等があるとのことであるが、例年同じ中学校に配置されているということは、効果がないと捉えられてしまうのではないかと。
- ・ 年度ごとに生徒指導員の配置を考えているということであるが、年度途中で配置を希望する学校もあると思う。柔軟な対応をお願いしたい。

今後の方向性

【いじめ防止対策推進事業】				
継続実施 5人	見直し・改善（拡大） 3人	見直し・改善（縮小） 0人	廃止・休止 0人	
【生徒指導員派遣事業】				
継続実施 7人	見直し・改善（拡大） 1人	見直し・改善（縮小） 0人	廃止・休止 0人	

イ	情報教育の推進、ICT教育推進事業
---	--------------------------

事務事業名	情報教育の推進			
学校教育振興基本計画上の9の重点方針	生活力	担当課	教育指導課	
事業コスト	R2決算額(千円)	0	うち一般財源(千円)	0

事業概要と成果（事業目的、内容、評価対象年度の主な成果）

【情報教育研修会の開催】
 児童生徒のICTを活用する力や情報モラル等の育成と、教職員がICTを活用して授業や事務処理等を実施する力を育成することを目的とする。

【家庭への啓発活動】
 児童生徒の情報モラルに関する知識を深め、スマートフォンやインターネットに適切に対応する力を育てるには、学校だけでなく家庭での取り組みも重要である。

評価・振り返り・今後の方向性

妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	<p>【情報教育研修会の開催】 1人1台のICT端末の導入に伴い、学習系ネットワークの効果的な活用について、研修を実施する必要がある。</p> <p>【家庭への啓発活動】 昨今、大きな課題となっているスマートフォンやインターネットの利用、情報モラル教育については、様々な側面から家庭への啓発を図っていくことが重要であり、市として関与していく必要がある。</p>
効率性(費用対効果)・その他改善を図った点	<p>学習系ネットワークの効果的な活用について検討を進めた。その際には、学校の教職員からの意見等が反映されるよう努めた。</p>
今後の事業展開	<p>1人1台のICT端末による学習系ネットワークが導入されICT教育が本格化する。効果的なICT教育のさらなる推進のため、教職員向け・児童生徒向けそれぞれの研修や指導等がますます重要となる。</p>
今後の方向性	<p>継続実施</p>

事務事業名	ICT教育推進事業			
学校教育振興基本計画上の9の重点方針	教育施設環境	担当課	学校安全課	
事業コスト	R2決算額(千円)	919,742	うち一般財源(千円)	919,742

事業概要と成果（事業目的、内容、評価対象年度の主な成果）

国の進めるGIGAスクール構想のもと、多様な子供たち一人一人に個別最適化された学びや、創造性を育む学びを実現するための環境整備（児童生徒1人1台の学習用端末と大容量の校内通信ネットワークの整備）を行うもの。
 令和3年2月までに校内通信ネットワークの整備が完了し、令和3年3月末までには、児童生徒1人1台の学習用端末も整備が完了した。
 これにより、令和3年4月からの稼働に向けた準備・試験的な運用として、端末操作や授業等で活用した。

評価・振り返り・今後の方向性

妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	<p>「個別最適化された創造性を育む教育」を実現させる国の施策であり、新学習指導要領やデジタル教科書化等を見据え、実施すべき事業である。 Society5.0の時代を生きる子ども達にとって、ICTを基盤とした先端技術の活用は必須と考えており、整備が必要であり、実施すべき事業である。</p>
効率性(費用対効果)・その他改善を図った点	<p>事業費の削減を図りながら、「個別最適化された創造性を育む教育」を実現させるに適した環境整備を行った。</p>
今後の事業展開	<p>令和2年度中に整備が完了し、「個別最適化された創造性を育む教育」を実現させるため、令和3年度より有効活用を図っていく。</p>
今後の方向性	<p>継続実施</p>

点検・評価者からの主な意見

【情報教育の推進】

- ・ 端末の貸出や使い方にはまだ課題があるが、どんどん使えるようにしたほうが良い。
- ・ インターネット上にある膨大な知識の中から必要なものを取捨選択し、その知識をどのように留めていくのかということに注意を払っていく必要がある。
- ・ 特に支援の必要なお子さんには、進みが早くスムーズにできないため、留意すべき。
- ・ ICT教育については、できる子できない子の格差が生じないようにしてほしい。
- ・ ICT教育が目標ではなくて、今までの教育実践の上にあるものであり、知識・能力を高めるツールとしていくことが大切。
- ・ 校内においては、システムに堪能な職員がイニシアチブをとるのではなく、校長・教頭がリーダーシップをとり、ITの推進チームを作っていくことが大切。
- ・ 教科の中に情報リテラシーやメディアリテラシーを埋め込んで、特別活動等でリテラシーを育てていくことが有効ではないか。

【ICT教育推進事業】

- ・ 「ICT教育推進事業」ではICTの教育を推進すると誤解されるので、「ICTを活用した教育の推進事業」などに事業名を変更した方が良い。
- ・ 児童生徒の個別端末については、セキュリティやネット環境などの課題があるが、自宅に持ち帰り、家庭学習にも活用できるよう検討を進める必要がある。

今後の方向性

【情報教育の推進】			
継続実施 6 人	見直し・改善（拡大） 2 人	見直し・改善（縮小） 0 人	廃止・休止 0 人
【ICT教育推進事業】			
継続実施 6 人	見直し・改善（拡大） 2 人	見直し・改善（縮小） 0 人	廃止・休止 0 人

ウ	公立幼稚園教育推進事業
---	--------------------

事務事業名	公立幼稚園教育推進事業			
学校教育振興基本計画上の9の重点方針		就学前教育	担当課	教育指導課
事業コスト	R2決算額(千円)	30,140	うち一般財源(千円)	29,889

事業概要と成果（事業目的、内容、評価対象年度の主な成果）

公立幼稚園における教育の質の向上を目的に、介助を要する園児を支援するため各園に会計年度任用職員を配置したほか、発達障がい児等の支援の方向性等を幼稚園教諭に助言するための臨床心理士等の専門家の派遣、教員の資質向上等を図るための研究事業の実施、酒匂幼稚園、下中幼稚園での延長保育を実施し、就学前教育の充実を図った。

評価・振り返り・今後の方向性

妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	平成31年3月に策定した「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」に位置付けた公立施設が果たす役割を踏まえた取組を行っている。
効率性(費用対効果)・その他改善を図った点	副園長不在の園が2園あり、必要最低限の人員で運営しているが、質の高い保育を提供する上でも適正な職員数について検討している。
今後の事業展開	継続実施予定
今後の方向性	継続実施

点検・評価者からの主な意見

- ・ 公立幼稚園が、子育て支援の拠点としての役割を十分果たしていない。
- ・ 公立幼稚園の職員は、保育者としてのノウハウや知識が多い。保育の質を高めるためのけん引役になるので、人材を残さなくてはならない。
- ・ 園の統廃合について、少人数での学級編成が子供にとって良くないことは理解されても、地元の園を閉園することについては気持ちの問題が残る。いずれにしても丁寧な説明が必要である。
- ・ 認定こども園の計画がある場合、園児数の減少による統廃合の必要性だけでなく、認定こども園になることのメリットを示していく必要がある。
- ・ 公立幼稚園は、私立も含めた幼稚園のあるべき姿に向けてリードしていく役割があることを認識すべき。
- ・ 統廃合による認定こども園化を進める際には、車通園、園バスなどを検討すべき。
- ・ 個に応じた見取りができるように、研修をしっかりと進めるべき。
- ・ インクルーシブな就学前教育・保育の環境づくりを柱とした研修を進めるべき。
- ・ 公立幼稚園の効率的な縮小は進めていただきたいが、支援教育の充実は拡大していただきたい。
- ・ 障がい児対応保育者は適正配置をするべき。

今後の方向性

【公立幼稚園教育推進事業】

継続実施 1 人 見直し・改善（拡大） 2 人 見直し・改善（縮小） 5 人 廃止・休止 0 人

エ	支援教育事業、特別支援相談・通級指導教室充実事業、日本語指導協力者派遣事業
---	--

事務事業名	支援教育事業			
学校教育振興基本計画上の9の重点方針	学校教育	担当課	教育指導課	
事業コスト	R2決算額(千円)	164,551	うち一般財源(千円)	163,492

事業概要と成果（事業目的、内容、評価対象年度の主な成果）
 市立小・中学校の特別支援学級及び通常の学級に在籍するさまざまな課題をもつ児童生徒に対して、適切な指導を行うため、教員の補助者として、個別支援員を配置する。また、特別な教育的配慮を必要とする児童生徒への支援について、関連機関と連携するとともに、高度な知識や技能を持った専門家である医師や臨床心理士、作業療法士、理学療法士、個別指導員等、支援教育相談支援チームの構成員を個々の事例に応じて学校に派遣し、支援の仕方について助言・指導を実施している。

評価・振り返り・今後の方向性	
妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	様々な課題を抱えた児童生徒は年々増加傾向にあり、市の関与は必要である。特に、個別支援員の配置によって、きめ細かな対応が行われているが、これまで以上に一人一人の教育的ニーズに合わせた対応が必要である。インクルーシブ教育の推進のためにも、基礎的な環境整備や合理的配慮の提供としての、個別支援員配置や支援チームの派遣は必須である。
効率性(費用対効果)・その他改善を図った点	個別支援員については、会計年度任用職員制度の導入に伴い、処遇の改善が図られている。また、単年度雇用であるが可能な限り継続雇用することで人材育成を図るとともに、支援する児童生徒の理解や教職員との連携において効率性が高い。
今後の事業展開	特別支援学級在籍児童生徒数は今後も増加する見込みであるため、個別支援員配置定数（知的級在籍児童生徒4名に支援員1人等）に合わせての配置ができるよう、増員が必要である。
今後の方向性	見直し・改善

事務事業名	特別支援相談・通級指導教室充実事業			
学校教育振興基本計画上の9の重点方針	学校教育	担当課	教育指導課	
事業コスト	R2決算額(千円)	18,692	うち一般財源(千円)	12,860

事業概要と成果（事業目的、内容、評価対象年度の主な成果）
 小田原市の支援教育のあり方、内容・指導方法の改善、条件整備等について話し合うために、特別支援教育推進会議を年2回開催している。また、幼・小・中学校に在籍する、様々な課題をもつ児童生徒や保護者及び教員を対象に相談を受けるために特別支援教育相談員及び心理相談員をおだわら子ども若者教育支援センター『はーもにい』に配置するとともに、コミュニケーションやことばの課題に対する適切な指導や支援をおこなうために通級指導教室を運営している。さらに、教育的ニーズのある児童生徒に対し、学校生活において適切な支援や環境について検討するために就学支援委員会を含めた就学相談を実施している。教育的ニーズのある児童生徒一人一人にあった支援の方向性を示すとともに、保護者が安心してお子さんに合った学びの場を選択することができるようになっている。

評価・振り返り・今後の方向性	
妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	様々な課題を抱えた児童生徒は、年々増加し、その背景は複雑化している。学校と直結した児童生徒に関わるものであるため、担当課が他機関と連携し、一人一人に必要な支援や環境について検討していく必要がある。また、多様性を認め合う社会をつくっていくためにも、市が関与し相談体制を充実させる必要がある。
効率性(費用対効果)・その他改善を図った点	相談内容の複雑化や必要とする支援の多様化に伴い、心理相談員の業務の負担軽減、通級指導教室の充実、さらに総括的な相談体制のあり方について、検討した。また、令和2年度より中学校通級指導教室を開設し、支援の充実を図った。
今後の事業展開	相談件数の増加や相談内容の複雑化に対応するため、専門的な人材の確保や関係機関との連携、支援体制の整備を検討する。また、通級指導教室における職員の指導力を向上させるために、研修会や学習会を開催する。
今後の方向性	見直し・改善

事務事業名	日本語指導協力者派遣事業			
学校教育振興基本計画上の9の重点方針	学校教育	担当課	教育指導課	
事業コスト	R2決算額(千円)	1,881	うち一般財源(千円)	1,881
事業概要と成果（事業目的、内容、評価対象年度の主な成果）				
<p>外国につながるのある児童生徒一人一人がよりよい人間関係づくりと学習することができるよう支援するため、希望する学校に日本語指導協力者を派遣している。日本語指導を受けた児童生徒は徐々に友達や教員とのコミュニケーションが図られ、安定した学校生活を送り、適切な教育を受ける機会を得ている。</p>				
評価・振り返り・今後の方向性				
妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	<p>日本語の理解が十分ではない、外国につながるのある児童生徒を支援する国や県の事業の実施がない現状では、市で指導員を派遣する必要がある。指導員を定期的に派遣し個々の状況に応じた支援により、児童生徒の生活面や学習面での不安の減少、学校生活への意欲の向上につなげることができている。継続的に支援を希望する学校が多いことから、成果が概ね得られていると判断される。</p>			
効率性(費用対効果)・その他改善を図った点	<p>日本語指導等協力者を対象とした連絡会で、外部機関の職員を講師として招き、神奈川県外国につながる児童生徒に関する教育相談の状況の情報提供、指導で活用できる教材の紹介等をおこなった。 また、協力者派遣だけでなく、日本語の苦手な児童生徒や保護者に対しては、多言語対応翻訳機を活用し、コミュニケーションを図っている。</p>			
今後の事業展開	<p>様々な母語に対応できるよう日本語指導等協力者の増員や児童生徒一人あたりの派遣回数を増やすための予算措置を検討する。</p>			
今後の方向性	見直し・改善			

点検・評価者からの主な意見

【支援教育事業】

- ・ 個別指導員は、指導上困難な児童のいる学級に派遣し、今後の支援の在り方についてを助言する役割を担っているが、ベテランの職員が退職していく中、個別指導員を手厚くするべき。
- ・ 教員の補助者としての個別支援員の果たす役割は大きいと感じる。継続雇用が望ましいことから、人事評価でしっかりと評価するべき。
- ・ 個別支援員のスキルアップや子供の安定のために、継続雇用を進めてもらいたい。
- ・ 特別支援学級に通っている子供がどれくらい伸びたのか、本人、保護者、学校が共有できる仕組みがあると良い。
- ・ 支援が必要な子どもの保護者がグループを作ることにより、情報共有ができたり、保護者同士が支え合う仕組みができると良い。
- ・ 特別支援学級においては、個別支援員の配置等で手厚く支援をしているが、通常の学級での支援を手厚くしながら、通常の学級と特別支援学級を分けてしまうのではなく、通常の学級と特別支援学級を上手く行き来できるようにすべき。
- ・ 支援教育については、ニーズに応じて拡大していただきたい。その際、支援員の資質向上について、充実させていただきたい。

【特別支援相談・通級指導教室充実事業】

- ・ 特別支援相談事業については、工夫して実施していただきたい。

【日本語指導協力者派遣事業】

- ・ 支援を必要としている児童・生徒に対して、1回あたり1時間、月2回程度では不十分ではないか。
- ・ 謝礼での対応であり、ボランティアでの協力が多く感じる。正規職員として採用し、手厚い支援をするべき。
- ・ 小学校高学年になると、外国につながるのあるお子さんにとっては、だんだんと難しくなる。日本語指導協力者等の増員と配置日数を増やすべき。
- ・ 切れ目のない支援が大切なので、支援を必要としている子供たちの能力をあげていくことは大切。学校と連携をとって支援をしてほしい。

今後の方向性

【支援教育事業】			
継続実施 2人	見直し・改善（拡大） 6人	見直し・改善（縮小） 0人	廃止・休止 0人
【特別支援相談・通級指導教室充実事業】			
継続実施 4人	見直し・改善（拡大） 4人	見直し・改善（縮小） 0人	廃止・休止 0人
【日本語指導協力者派遣事業】			
継続実施 3人	見直し・改善（拡大） 5人	見直し・改善（縮小） 0人	廃止・休止 0人

4 令和2年度（令和元年度分）教育委員会事務の点検・評価対象事業における 点検・評価後の状況

令和元年度（平成30年度分）の点検・評価においてヒアリング対象となった事業の事後の状況について、自己点検を行った。

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
1	学力向上支援事業 (教育指導課)	<ul style="list-style-type: none"> ・人を配置した結果どのような効果があったのか、客観的なデータを示して、目指す姿を見られるようにすべき。 ・人手不足に対して、必要な勤務時間を複数のスタッフでシェアする等の検討が必要である。 ・正規職員かそれに準じたくらいの生活ができないために、非常勤職員に応募することが難しいという人もいるのではないか。 ・英語等で小・中学校両方を担当できる人がいれば、小中を接続する英語指導について有益な実践や知見を市の共有財産として蓄積でき、また職員の収入増加にもなるのではないか。 ・遠隔授業やICT指導が今後も拡大していくかもしれない点を考慮すれば、資料作成等のPCやネット設定のスキルを持った方の採用も考慮する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学力向上について効果を検証する上で、人の配置だけで判断することが難しいため現在検討中である。 ・雇用の形態を柔軟に行っている。人手が不足している点については解消されていない。 ・国・県による定数配置が原則であるが、その上でさらに充実させたいところを教科非常勤で対応している。また、実際に勤務されている方も、教員を退職した後の仕事として応募されている方もおり、生活に合わせて勤務している状況もある。応募される方の意向に沿えるよう、柔軟な配置を進めてまいりたい。 ・これまでも中学校の非常勤（英語）を小学校に紹介するなど、市教委として小中全体を見据えた雇用を行っている。また、小学校外国語教育研修会に中学校教諭も参加するなど、小中を接続する英語指導について共有を図る機会を作っている。 ・学力向上の視点から、ICTの活用に関する人的配置については考えていない。操作の習熟に係るICT支援員については、令和3年度に配置予定である。
2	人権教育事業 (教育指導課)	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育移動教室について、学校の希望制ではなく、数年かけて全校に割り振るやり方や、各校一律に予算 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育は学校教育全体を通して行っていくものであり、各校で実態に合わせて実施していくことが大切である。「人権教育移動教室」だけではなく、全て

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
		<p>を配当して希望の事業を実施してもらったりやり方など、全校で公平になるように実施すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育移動教室が毎年小学校4～5校、中学校が1校程度となっているが、人権は日常的な規範（道徳）と重なりながらも異なる規範であり、発達段階を考慮すれば中学生にこそ必要な指導と言える。希望制ではなく、予算的な問題もあろうが、全中学校で取り組む事業とすべき。 ・人権教育移動教室のテーマ、講師、プログラムを増やすよう、県に要望すべき。 ・本事業は先生方の視野を社会的に開いていく意義を持っていると言える。人権教育研修会に参加した先生が各学校でどのような研修を企画運営しているかなどのデータをもとに、年3回の研修会の回数を増やす必要があるのではないか。 	<p>の学校で人権の学習がより充実するように、教員研修の内容を吟味したり、県の研修について周知したりしている。</p> <p>人権教育移動教室については、今年度、希望をしていたが新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった学校があったため、来年度は学校のニーズも踏まえ、実施について検討してまいりたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権については、「人権教育移動教室」に限らず、必要なテーマについて学ぶことができるように、多様な講師、資料等を紹介できるよう検討してまいりたい。 ・人権については、「人権教育移動教室」に限らず、必要なテーマについて学ぶことができるように、多様な講師、資料等を紹介できるよう検討してまいりたい。 県にも要望してまいりたい。 ・研修会で扱うテーマは、11の分野の中から様々なテーマの人権について取り上げるよう、配慮している。また、県が主催の人権教育指導者養成研修講座など、市以外の研修についても周知している。
3	部活動活性化事業 (教育指導課)	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動指導員は、教員に代わって大会の引率などができるため、教員の負担軽減になる。何年以内に全校配置をするなど、計画を立てて実施していくべき。 ・部活動地域指導者や学校の顧問が、 	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動指導員の配置を拡大していけるよう県・国へ働きかけをしている。 中長期的な配置計画については、文部科学省からの事務連絡「学校の働き方改革に向けた部活動改革について」で示された部活動改革の方向性や先行研究を参考に、本市での研究を進めてまいりたい。 ・教育指導課が主催する地域指導者研修会において、

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
		<p>生徒の健全な発達を促す指導について意見交流する組織的な取組が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の意欲付けとともに、指導者たちの教育観・指導観を研鑽する場が必要である。 ・研修等への参加も手当していくためにも、予算の拡大が必要である。 ・いわゆる文化系の部活動にも人員配置の必要がある学校があるのではないか。 	<p>指導観等について意見交流するワークショップを設定している。(令和2年度は紙上研修のため実施せず)</p> <p>各校では部活動運営委員会が組織されており、学校教育目標や部活動運営方針に準じた運営がなされているほか、地区中学校体育連盟では、各専門部ごとに研修会・講習会を開催している。(令和2年度は計画のうち一部のみ実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校の部活動運営方針に則り、各部の状況に応じて生徒の自主的な活動を促す指導を心がけている。教育指導課では、部活動地域指導者・教職員等を対象に地域指導者研修会を年2回開催し、指導者としての資質向上に努めている。(令和2年度は紙上研修) ・地域指導者研修会に外部講師等を招へいすることについて、検討してまいりたい。 ・令和2年度は、部活動指導員で1名(吹奏楽部①)、地域指導者で4名(吹奏楽部③・パソコン部①)、文化部への人員を配置している。引き続き、各校で必要とする人員の把握に努めてまいりたい。
4	教育相談事業 (教育指導課)	<ul style="list-style-type: none"> ・「はーもにい」(おだわら子ども若者教育支援センター)に統合したことで、昨年度までと比べてどういったメリットがあったのか、課題があったのか、情報を集めていく必要がある。 ・SNSでの相談はやっていないとのことだが、今後は考えていく必要がある。また、メールや電話はハードルが高く、なかなか相談につながらないが、「LINE」は子供たちも気軽にできて、使いやすいので、今後取り入れていくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒や保護者、学校にとって、よりよい相談・支援体制を構築していくため、自己点検及び学校からの聴取等により、今年度の成果や課題等を整理し、次年度以降の運営にいかしてまいりたい。 ・県が複数のSNS相談窓口を開設しているため、市として取り組む予定はない。県が開設している相談窓口については、相談カードを学校を通じて配付した他、相談が必要な児童生徒や保護者が利用しやすいよう、市ホームページにリンクするなどして周知している。

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・一つの分野では解決しない複合的な課題が多いため、他分野へのつながりや情報を持っている職員が必要になる。質の向上のための研修なども必要である。 ・窓口となった方の専門性を向上する事業についての位置付けが十分でない。医療現場の総合診療のように、教育でも幅の広い知見を有する窓口で、各専門家との連携を図っていくための人材を育成する事業も必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・12月に県立総合教育センターを訪問し、相談体制等について研修した。 また、市の障がい福祉課と連携した研修を令和2年度中に実施するよう計画している。 ・相談業務に携わる職員が医療や福祉等に関する知見を深めていく必要性は感じており、関係機関との連携による研修の実施や、社会福祉士の任用について検討してまいりたい。
5	学校運営協議会推進事業（教育指導課）	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会として、各地域の実情に応じて、目指す方向やあるべき姿など、各校がそれに向けて取り組んでいく方向性を示すべきである。 ・それぞれの学校運営協議会がどのような活動を、どんな雰囲気で行っているのかを教育委員会でしっかり把握し、各学校に考えさせる必要がある。 ・5年くらいの期間をみて評価しても良い。自己評価ではなく、第三者が評価することも必要ではないか。 ・広い視野での考え方や学校づくり、地域づくりの方法については、専門家の意見も必要。地域の人をアドバイザーと名付けるのではなく、プロのアドバイザーを雇う予算も必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会が設置されている理由について、連絡協議会等を通して教職員に伝えた。 国は、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進を目指しており、市としても学校運営協議会と地域活動との連携、整備について検討を進めてまいりたい。 ・12月実施の学校運営協議会の推進に関する連絡協議会では、各小学校の取組について情報交換する場を設けた。また、CSマイスターを講師に迎え、各校の取組の参考になる講話をうかがった。 3月に提出される学校運営協議会実施状況報告書で、各校の取組を把握する。 ・評価の方法については、学校の自己評価以外の方法についても検討してまいりたい。 ・12月の学校運営協議会の推進に関する連絡協議会では、CSマイスターを講師に迎え、専門家の講演を聞いた。学校や地域のニーズを踏まえた上で、よりよいあり方について検討してまいりたい。

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・中学校に設置するときは、これまでのやり方ではなく、目的に対して必要な人材を任命するというモデルを作り、これが理想というかたちを広げていくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・より良い運営のための委員の選定については、研究を進め、それぞれの学校の方針や特色に応じて、委員を選定するように助言をしまいたい。
6	教育ネットワーク整備事業（学校安全課）	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が仕事を自宅に持ち帰ることができる時間を一週間に何日、何時間までといった明確なルールを作成し、教職員の時間外勤務の抑制や健康管理をしていく必要がある。 ・各校が行っている校内研究などで、重点的にICTを活用した教育や授業づくりを実践研究していく必要がある。 ・教員が自宅でログインした時間を学校長や教育委員会が定期的にチェックできるシステムが必要である。また、長期的には、顔認証システム、二段階認証システム等の導入も検討していくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月に策定した「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」をもとに、時間外勤務の削減に向けて取り組んでいる。在校中だけでなく、持ち帰りでの仕事についても考慮していくべきものはあるが、家庭の事情で持ち帰り仕事にせざるを得ない職員もいるため、一律に持ち帰り仕事に対してルールを策定するのは適切ではないと考えられる。むしろ、時間外勤務が減少するよう研修や報告文書等の削減について進めていくことが必要であるため、引き続き検討してまいりたい。 ・各校でIT推進チームを作ることや、そのチームの中に校内研究主任を入れることを連絡調整会議でお願いした。ICT支援員による支援の具体的な進め方については業者と検討を進めている。市としては教育研究所の共同研究において平成30～令和元年度の「ICTを活用した授業作りに関する研究」の成果をふまえ、令和3～4年度に「ICTを活用した個に応じた指導に関する研究」「ICTを活用した対話的な学びに関する研究」を進める予定である。 ・校務ネットワーク、学習ネットワークのどちらも教員のログインした時間の把握はできる。校務ネットワークについては、学校で業務ができない教員用に自宅からリモートでアクセスできるUSBがあるが、各学校に貸与している個数も決まっており、時間外勤務を自宅で実施する目的のものではない。学習ネットワークは授業で使用する教材などを扱うもので、ネットワークにアクセスしなくても教材作成は可能であり、ネットワークアクセスだけが自宅での残業に当たるわけではないため、ログを取得し学校へ通知することは考えていない。

小田原市学校教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）における成果指標

小田原市学校教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）において達成すべき具体的な指標として設定した項目について、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症にかかる状況及び学校教育への影響等を考慮し「全国学力・学習状況調査」「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が実施されなかったため、令和元年度の達成状況を記載した。

五つの側面		成果指標	計画策定時	目標	令和元年度
1	自ら考え表現する力	友達と話し合うとき、友達の考えを受け止めて、自分の考えを持つことができている児童生徒の割合	83.0% 88.9% 86.0%	90%以上	71.6% 68.7% 70.2%
		授業で学んだことを、他の学習に生かしている児童生徒の割合	83.8% 70.5% 77.2%	85%以上	81.2% 72.0% 76.6%
2	命を大切にす る心	自分には、よいところがあると 感じている児童生徒の割合	79.2% 71.6% 75.4%	85%以上	82.4% 71.3% 76.9%
		いじめはどんな理由があつても いけないことだと思うと感じ ている児童生徒の割合	96.0% 91.8% 93.9%	100%	96.7% 93.4% 95.1%
3	健やかな心と 体	朝食を毎日食べている児童生 徒	93.9% 91.0% 92.5%	95%以上	93.5% 92.6% 93.1%
		運動やスポーツをすることが 好きな児童生徒の割合	90.2% 84.6% 87.4%	95%以上	88.6% 84.0% 86.3%
4	ふるさとへの 愛	地域や社会をよくするために 何をなすべきかを考えること がある児童生徒の割合	37.8% 29.8% 33.8%	50%以上	48.5% 36.8% 42.7%
		今住んでいる地域の行事に参 加している児童生徒の割合	51.2% 34.0% 42.6%	60%以上	56.3% 40.4% 48.4%

5	夢への挑戦	ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある児童生徒の割合	95.7% 95.2% 95.5%	95%以上	94.7% 92.9% 93.8%
		将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合	83.4% 71.8% 77.6%	90%以上	83.3% 67.6% 75.5%

1	おだわらっ子の約束	毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童生徒の割合	78.3% 72.7% 75.5%	85%以上	79.1% 76.6% 77.9%
		友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができる児童生徒の割合	94.1% 95.4% 94.8%	95%以上	—
		学校のきまりを守っている児童生徒の割合	92.8% 92.2% 92.5%	95%以上	90.4% 95.0% 92.7%

※この表において、計画策定時とは平成29年度を、目標は令和4年度を指す。

※計画策定時、令和元年度の数値は、「全国学力・学習状況調査」「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」から転記した。

※数値の上段は小学校、中段は中学校、下段は小中平均の値を表す。

※目標値は小中の平均値を表す。

※当該年度の「全国学力・学習状況調査」「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」から質問項目が除外され、把握できなかった項目は傍線を付した。

※「自ら考え表現する力」を測る成果指標とした「友達と話し合うとき、友達の考えを受け止めて、自分の考えを持つことができている児童生徒の割合」は、平成30年度から質問項目が削除されたため、「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる」との質問項目を準用した。

※「自ら考え表現する力」を測る成果指標とした「授業で学んだことを、他の学習や生活に生かしている児童生徒の割合」は、令和元年度は「授業で学んだことを、他の学習に生かしている児童生徒の割合」に変更した。

小田原市学校給食センター整備事業に係る

公募型プロポーザルの実施について

1 経緯

小田原市学校給食センターは、昭和 47 年(1972 年) 7 月竣工から 50 年近くが経過しており、建物の老朽化が著しく、また、現在の「学校給食衛生管理基準」と照らし合わせると改善すべき点が多数あるなど、施設の再整備が喫緊の課題となっている。そのため、令和元年度に『小田原市学校給食センター整備基本構想』を策定し、安全で安心な学校給食提供の拠点施設として、別の建設用地を確保し、新たな学校給食センターを建設・整備することとした。

新しい学校給食センターは、今後の学校給食提供のあり方を見据え、公共施設として安全で、調理運営しやすい施設とする必要があることから、設計の初期段階から調理機器企業の実績・ノウハウを活用するため、設計と施工を一括して発注する DB 方式（デザインアンドビルド方式）により整備を行うこととした。

2 スケジュール

No	項目	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
1	事業者選定	● R3.9 公告（実施要領、事業者選定基準、要求水準書など） ● 優先交渉権者の選定 ● 基本協定締結 ● 基本設計・実施設計（第Ⅰ期）契約			
2	整備事業		● 基本設計 ● 実施設計 ● 建設工事・開業準備支援（第Ⅱ期）契約	● 建設工事 ● R6.9 給食提供開始	● 開業準備支援
3	議会	● 基本設計・実施設計（第Ⅰ期）予算		● 建設工事・開業準備支援（第Ⅱ期）予算	

公募型プロポーザルの実施について【今回】
 事業者の選定結果について
 建設工事の契約について

3 実施要領の概要

(1) 事業費上限額

ア 第Ⅰ期に係る費用の上限額

（基本設計・実施設計） 56,020,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

イ 第Ⅱ期に係る費用の上限額

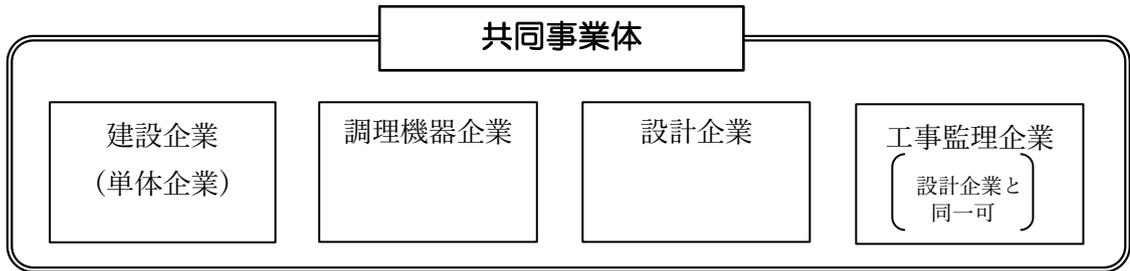
（建設工事） 2,000,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

（工事監理・開業準備支援） 10,800,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

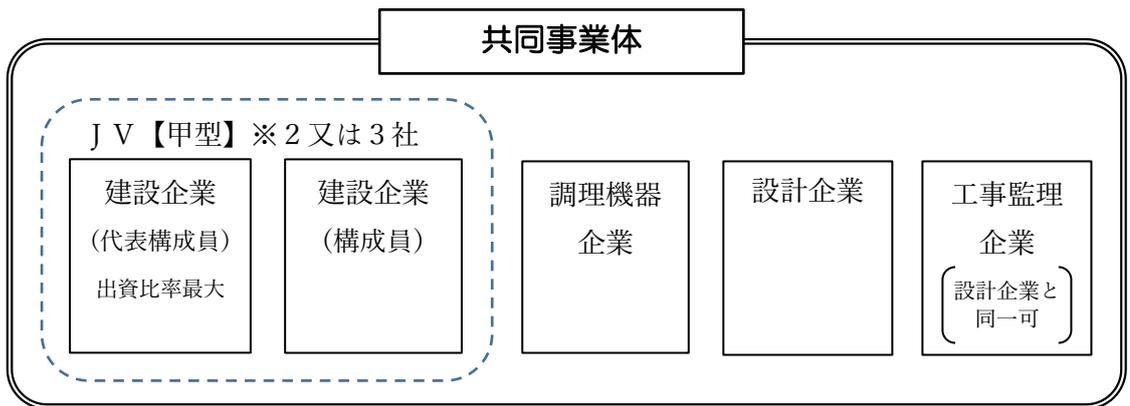
(2) 主な応募資格

ア 共同事業体の資格要件

(ア) 建設企業が単体の場合



(イ) 建設企業が J V (特定建設工事共同企業体) の場合



イ 構成員の個別資格要件

(ア) 建設企業

- 建築工事業に該当する許可を有しての営業年数が3年以上
- 特定建設業の許可を受けていること。
(JVの場合は、代表構成員が対象)
- 経営事項審査の建築一式工事の総合評点

<単体の場合>

小田原市内に本店を有し、910点以上 (Aランク)

<JVの場合>

小田原市内に本店を有し、740点以上 (Aランク、Bランク)

(イ) 調理機器企業

平成23年4月以降に国又は地方公共団体が発注した、一日3,800食以上の調理能力を持つ新設の学校給食共同調理場の主な調理機器を納入した実績を有すること。

(ウ) 設計企業

平成23年4月以降に国又は地方公共団体が発注した、延べ床面積が2,500㎡以上の建築物の新築工事において、建築分野の設計を元請けとして受注した実績があること。

(エ) 工事監理企業

平成23年4月以降に国又は地方公共団体が発注した、延べ床面積が2,500㎡以上の建築物の新築工事において、建築分野の工事監理を元請けとして受注した実績があること。

(3) 提案書評価の概要

総合評価点 (400 点) = 提案書評価点 (320 点) + 価格点 (80 点)

評価項目			評価点	
提案書 評価点	事業遂行 能力	実施体制	企業実績、経験豊富な担当者、財務状況	50
		工程計画	事業スケジュールの合理性	
	施設計画に 関する事項	周辺との関係	周辺環境や景観への配慮及び調和 配送車や歩行者等の動線計画	160
		調理運営しやすい 諸室の計画	効率的な諸室配置、衛生管理・清掃管理への対応	
		厨房機器	調理能力、メンテナンスのしやすい機器選定、 ランニングコストや調理器具更新への配慮	
		電気、機械設備	メンテナンスのしやすい機器選定、省エネや環境 へ配慮した機器選定、機器更新への配慮、労働環境への配慮	
	その他	市民利用・食育推進・防災及び災害への対応 環境への配慮		
	業務に関する 事項	品質確保の取組		90
		コスト管理の取組		
		工程管理の取組		
安全等管理の取組				
開業準備支援の内容				
地域貢献 ・社会貢献	地域貢献	協力企業における地元企業等の数	20	
	社会貢献	持続可能な社会への貢献・女性活躍等の制度への 登録または認定、障がい者雇用、防災・地域活動、環境保全活動の実績数		
価格点	全体事業費で評価 (最低提案価格を満点とし、差額割合を減点評価)		80	
合計			400	

4 要求水準書の概要

(1) 要求水準書の位置付け

小田原市学校給食センター整備事業を実施するに当たり、本市が事業者に対し、本事業の各業務において達成しなければならない要求水準を示すものであり、受注候補者の選定過程における審査条件として位置付ける。応募者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができる。

(2) 施設の基本的な考え方

ア 安全・安心な学校給食の提供

- (ア) 衛生基準を遵守した施設とし、衛生管理の徹底が図れること。
- (イ) 汚染、非汚染作業区域は、明確なゾーニングをすること。
- (ウ) 調理工程が一方向の動きとなるような諸室、機器の配置とすること。
- (エ) ドライシステムを導入すること。
- (オ) 適切な温度・湿度管理及び十分な換気ができること。
- (カ) 外部からの異物混入を防止する設備を設置すること。
- (キ) アレルギー対応食を安全に調理できる施設とすること。

イ 魅力ある学校給食の提供

- (ア) 機能的な調理機器の導入により、多様な献立に対応できること。

ウ 食育の推進

- (ア) 「食」への理解を深めることができる施設とすること。

エ 地域への配慮

- (ア) 騒音、臭気等に配慮すること。
- (イ) 食材搬入及び給食配送、施設利用者の車両出入時の安全が図れること。
- (ウ) 外部利用共用部分について、市民利用に配慮すること。

オ 環境への配慮

- (ア) 省エネルギー機器を導入すること。
- (イ) 廃棄物の減量化に配慮すること。

カ 災害への対応

- (ア) ライフラインが復旧した時点で、炊き出しが行える施設とすること。

キ ライフサイクルコストの軽減

- (ア) 修繕、更新等への対応等、経済性に配慮すること。

(3) 施設の供給能力

ア 調理能力

一日の最大調理能力 3,800 食（別途、1 品又は 2 品についてのアレルギー対応食 100 食）とし、炊飯設備は無しとする。

イ アレルギー対応食

表示義務食品の 7 品目（卵・乳・小麦・エビ・カニ・そば・落花生）の一括除去食とする。

ウ 想定献立

想定される献立表を参考資料として公表する。

エ 調理フロー

野菜、果物、肉・魚・加工品などの調理フローを参考資料として公表する。

オ 稼働日数

年間 185 日（想定）

(4) 施設の人員予定

- ア 市職員 4 名
- イ 調理委託業者 35 名
- ウ 清掃等委託業者 5 名

(5) 配送校、学級数、生徒数及び配缶数

配送校は、中学校8校（配送校の配置図を参考資料として公表）とする。
各中学校の学級数及び生徒数を参考資料として公表する。配缶数については、将来クラス数を考慮し、150缶とする。

(6) 諸室の要求

本施設の諸室は、要求水準書に示した構成を基本とする。ただし、機能・衛生面等、学校給食の適切な提供に支障がなければ、変更することも可とする。

【参考：主な諸室】

調理エリア

汚染作業区域	荷受室、検収室、皮むき室、食品庫、下処理室、計量室、器具洗浄室
非汚染作業区域	調理室、上処理コーナー、和え物室、器具洗浄、アレルギー対応調理室

一般エリア

前室	汚染区域前室、非汚染区域前室
管理専用部分	市職員用の事務室、倉庫、更衣室、トイレ、給湯室、洗濯・乾燥室
外部利用共用部分	会議室、来客用トイレ、多目的トイレ、エレベーター、玄関、 屋外階段または夜間専用出入口
調理員専用部分	委託業者専用の事務室、 調理員専用の休憩室（更衣室）、トイレ、食堂兼会議室、玄関

外構エリア（敷地内）

その他	一般駐車場、駐輪場、構内通路、門扉、フェンス等
-----	-------------------------

5 今後の事業者選定及び契約に係る流れ

令和3年9月9日	参加募集（公告）
令和3年10月26日～11月2日	参加申し込みの受付期間
令和3年11月下旬	第1次審査（非公開）「応募資格の審査」
令和3年12月8日～令和4年1月7日	提案書及び提案価格書等の受付期間
令和4年2月上旬	第2次審査（非公開）「プレゼンテーション及びヒアリング」
令和4年2月上旬	事業者の選定（答申）
令和4年2月下旬	審査結果の公表
令和4年2月下旬	基本協定の締結
令和4年3月中旬	基本設計・実施設計（第I期事業）の契約締結

6 その他の公表する資料

- (1) 様式集
- (2) 優先交渉権者選定基準
- (3) 基本協定書(案)、第I期及び第II期の契約書(案)

令和 4 年度使用中学校教科用図書（社会（歴史的分野））の採択について

1 採択の経過

令和 2 年度に令和 3 年度から令和 6 年度に使用する中学校教科用図書を採択したが、社会（歴史的分野）で、教科書検定の翌年度の再申請により検定合格となった教科書があったため、令和 3 年 5 月 25 日の教育委員会定例会において、再度採択をすること並びに採択方針及び日程を決定した。

採択方針に従って、令和 3 年 7 月 27 日の教育委員会定例会において協議を行い、発行されている 8 社の中から次のとおり採択した。

2 令和 4 年度使用中学校教科用図書の採択結果

◆採択種目、発行者及び理由

種 目	社会（歴史）	発行者	株式会社帝国書院
<p>【教育委員の主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・章の扉にある「タイムトラベル」は、それぞれの時代のイメージを視覚的に捉えることができ、その時代への興味を喚起する仕掛けとなっている。 ・巻頭に、「人々が置かれた状況や、多様な願いへの理解を深めることにより、人々の様々な立場とその多様性を踏まえた未来の社会の成長を考えていくことができる。私たちは未来のために歴史を学ぶ」という趣旨が書かれており、この姿勢は多様性を重視していくこれからの教育に不可欠である。 ・各ページにある「確認しよう」「説明しよう」は、基本的な学習とポイントを押さえた学習ができるよう配慮されたものになっている。 ・問いかけや振り返りが多く、歴史を通じてグローバルな視点で未来を描けるように働きかけている。また、多様性の視点に関しても全編に通底している。 ・写真や図、表、グラフなどの資料が多く掲載され、使う頻度の高い年表も扱いやすくなっている。現場の教師からも、資料が豊富で見やすく、生徒の興味・関心を高める工夫がされているため、大変使いやすいという意見があった。 			

教科用図書採択方針

小田原市教育委員会

1 令和4年度に使用する教科用図書の採択について

- (1) 小田原市立小学校及び中学校において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、「教科書目録（令和4年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択する。
- (2) 令和4年度使用教科用図書については、小学校は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償法」という。）第14条の規定に基づき、令和元年度に採択した教科用図書と同一のものを採択する。
中学校は、社会（歴史的分野）を除き、無償法第14条の規定に基づき、令和2年度に採択した教科用図書と同一のものを採択し、社会（歴史的分野）については、2に掲げる教科用図書採択基準に従って採択する。
特別支援学級の教科用図書については、児童生徒の障がいの種類や発達の状態等に鑑み、最もふさわしい内容のものを採択する。
- (3) 採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障をきたさない範囲で、採択に至る経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう、静ひつな採択環境を確保する。

2 教科用図書採択基準について

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」並びに令和2年度における採択の理由、検討の経緯及び内容等を踏まえて採択する。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 児童生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択する。